

非指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新	
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用		料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用	
区 分	内 容	区 分	内 容
(1)～(2) (略)	(略)	(1)～(2) (略)	(略)
(3) IP通信網県間区間 伝送機能に係る料金の適用	ア LANインタフェースにより10Gb/sの符号伝送が可能なものについては、当社は2(料金額)2-3に掲げる料金額に1の機能利用ごとに2を乗じて得た額を請求します。	(3) IP通信網県間区間 伝送機能に係る料金の適用	ア 2(料金額)2-3第5欄又は第6欄に規定する料金については、協定事業者が利用するIP通信網終端装置のポートに応じた数を乗じて得た額を適用します。

附 則 (令和2年10月28日東相制第20-00040号)
 この改正規定は、令和2年10月30日から実施します。